

## 花樽オーナー制度取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、市の管理する花樽にプレートとして掲載する広告の取扱いについて、恵庭市広告掲載要綱（平成19年4月1日実施）第4条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

### (表示方法及び規格)

第2条 広告の表示方法は、プレート広告とし、規格は次のとおりとする。

- (1) プレートの大きさ 縦10.5cm×横15cm
- (2) 高さ 縦120cm×横25cm（既成品のトレリスを使用）
- (3) デザイン 基本は統一とするが、各業者にて用意する場合はその限りではない。ただしプレートサイズ、トレリス等は可能な範囲で統一すること。

### (掲載位置及び場所)

第3条 広告の掲載位置は、花装飾を損ねない花樽内とする。また、花樽設置場所については希望を聞いたうえで、重複する場合は抽選とする。

- 2 前項に定める花樽の設置場所は、市が管理する公共施設のほか、市と申込者が協議の上、申込者が管理する店舗・事務所等の敷地内とすることができる。この場合において、設置場所が法令に違反しないこと及び設置場所の管理者の承諾を得ていることを条件とする
- 3 前項によりオーナーの店舗・事務所等の敷地内に設置する場合、花樽の日常管理（水やり・花から摘み等）は、当該設置場所の管理者が行うものとする。

### (掲載期間及び掲載料)

第4条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という）は、6月下旬～10月中旬とし、年度での更新とする。

- 2 年度当たりの掲載料は、1樽につき10,000円（税込）とする。また、花樽に自らが花苗を購入し、植栽作業まで行う場合は1樽につき5,000円（税込）とする。

### (掲載希望者の募集)

第5条 掲載希望者の募集は、市ホームページ等への掲載により公募するものとする。

### (掲載の申込)

第6条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という）は、市長が指定する日までに、花樽オーナー制度申込書（第1号様式）に必要な事項を記入の上、申込を行なうものとする。

- 2 プレート看板を作成する場合は、申込者の責任及び負担において作成するものとする。
- 3 第3条第2項により店舗・事務所等の敷地内への設置を希望する申込者は、申込書に設置希望場所の所在地を明記するものとする。

### (掲載の承認)

第7条 市長は、前条の申込があったときは、速やかに掲載の適否を決定し、その結果及び掲載位置その他掲載条件について、承認・不承認を申込者に通知するものとする。この場合において、掲載の基準を満たしている申込者の数が掲載枠を超えるときは抽選により決定する。

(掲載料の納付)

第8条 掲載の承諾を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、掲載料を市長が指定する期限までに前納しなければならない。

(掲載の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載の承認及び広告の掲載を取消することができる。

- (1) 第8条に規定する期限までに掲載料の納付がないとき。
- (2) 第3条第3項に規定する日常管理が適切に行われていないと市長が認めたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、広告の掲載が適切でないと市長が認めたとき。

(掲載の取り下げ)

第10条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は広告の掲載を取り下げようとするとき、市長に申し出なければならない。

(掲載料の還付等)

第11条 既納の掲載料は、還付しない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関し必要な事項は、市長が定める。

附則 この要領は平成30年 6月 1日から実施する。

附則 この要領は平成31年 2月27日から実施する。